

「発達障害者支援の課題と方向性（令和6年2月）」の主な取組状況

○発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備

発達障害を診断・診療できる医師の養成とともに、今後一層各地域の医療機関との連携を図るため、精神科医及び小児科医を対象に、発達障害の理解を深める機会の提供や、連携体制が進む仕組みを検討する。

地域の医療機関においても、発達障害児支援の入口部分を担う機関として、発達障害に対する理解や保健・福祉分野等の関係機関との連携を深め、入口部分の支援体制や機能の強化を図る。

(取組状況)

今年度から、子どもの心の診療ネットワーク事業に取り組んでおり、今年度は府内医療機関に対する調査を実施し、今後、調査結果を踏まえて、医療連携に資する研修の企画・実施、円滑な情報連携ツールの開発を予定

さらに、各地域の医療資源を踏まえた診療提供体制を提案・調整するとともに、医療以外の関係機関も含めた連携体制が実現するよう、府として必要な取組を進めていく

○早期発見・早期支援のための支援体制の充実

市町村は、こども家庭センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備するため、民間事業者との役割分担を図りながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図る。

(取組状況)

各市町村における体制整備の状況等を踏まえ、地域における関係機関の連携体制が強化され、こどもの発達特性に気付いた段階から早期に支援が開始されるよう、子育て支援現場に向けた「手引き」や、こどもへのかかわり方等について共通認識を図る「情報共有ツール」の作成を今後実施予定

京都府においては、市町村や児童発達支援センター等で必要となる専門職の具体的なニーズを把握し、専門職人材の育成・確保に重点化を図る。

(取組状況)

市町村・事業者に対するアンケート調査を実施済、今後、職能団体等との意見交換が必要

○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、発達支援に関する入り口としての機能を担うとともに、各地域の子育て支援機関や児童発達支援事業所等に対し、児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う。

(取組状況)

児童発達支援センター等に対する調査（こども家庭庁 調査研究事業として実施中）等により、現状や課題について把握し、今後、各センターにおいて中核的な役割を担えるよう支援していく